8517.62		――音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）			8517.62	000	――音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）		ＮＯ		
	010	―――スイッチング機器及びルーティング機器		ＮＯ							
	090	―――その他のもの		ＮＯ							
8517.69		［略］			8517.69		［同左］				
8517.70		［略］			8517.70		［同左］				
85.18 ｛ 85.27		［略］			85.18 ｛ 85.27		［同左］				
85.28		モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）			85.28		モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）				
		［略］					［同左］				
8528.42 ｛ 8528.69		［略］			8528.42 ｛ 8528.69		［同左］				
		―テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）					―テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）				
8528.71		［略］			8528.71		［同左］				
8528.72		――その他のもの（カラーのものに限る。）			8528.72		――その他のもの（カラーのものに限る。）				
	010	―――液晶式のもの		ＮＯ		010	―――液晶式のもの		ＮＯ		
		［削除］				020	―――プラズマ式のもの		ＮＯ		
	090	―――その他のもの		ＮＯ		090	―――その他のもの		ＮＯ		
8528.73		［略］			8528.73		［同左］				
85.29 ｛ 85.48		［略］			85.29 ｛ 85.48		［同左］				
［略］					［同左］						
90.01 ｛ 90.07		［略］			90.01 ｛ 90.07		［同左］				
90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）			90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）				
9008.50		［略］			9008.50		［同左］				
9008.90	000	―部分品及び附属品		ＫＧ	9008.90		―部分品及び附属品				
						010	――投影機用のもの		ＫＧ		
						090	――その他のもの		ＫＧ		
90.10 ｛ 90.33		［略］			90.10 ｛ 90.33		［同左］				
［略］					［同左］						